

2011年3月4日

Cカード協議会加盟各社御中

社団法人 日本広告審査機構
審査部長 林 功



スクーバダイビングスクールの広告・表示の適正化に関するお願い

社団法人 日本広告審査機構は、消費者からの広告・表示に関する苦情・お問い合わせを受け付け、法令等に照らして適正か否かを審査するとともに、問題があれば広告主に連絡し、自主的に改訂していただくようお願いしている民間の自主規制団体です。

さて、平成22年8月に当機構に寄せられたご相談ですが、スクーバダイビングスクールA社のホームページにおけるCカード取得に必要な費用の表示について、総額を明瞭に表示していないため、消費者に誤認されるおそれがあるのではないかと問題について平成22年11月24日、当機構業務委員会において審議しました。

その際、A社からの申告により、同様の表示が他の複数の事業者でも行われているという実態が明らかになったため、A社を含め合計7社のスクールのホームページの表示について審議し、Cカード取得に必要な費用の総額を消費者にわかりやすく表示すること、および一部の事業者については、料金の二重価格表示における基本的な表示ルールについて正しく理解していないことなどを指摘し、当機構から個別の事業者に対して「見解」を発信しました。

(費用の総額表示の問題だけの事業者に対する「見解」は「提言」、それに加えて二重価格表示の問題もある事業者に対する「見解」は、景品表示法に抵触するおそれがある問題なので、より厳しい「要望」にしています。なお、「審査結果分類基準」は別紙をご参照ください)

今回取り上げなかった事業者の広告・表示においても、同様の課題があるのではないかと考えますので、業界として広告・表示の適正化についてご検討いただければ幸いです。

スクーバダイビングスクールの表示に関する共通の課題は下記のとおりです。

記

①Cカード取得を目的とするコースの料金表示について

- ・Cカード取得を目的とするコースの料金を大きく表示する場合は、Cカード取得にあたって最低限必要となる料金がすべて含まれているべきと考える。最低限必要となる料金とは、学科講習、プール講習、海洋講習の各講習費用の他、教材費、Cカード申請料、指導料、施設使用料、各種器材レンタル料などである。さらに、料金の表示に近接して料金に含まれるものと含まれないものを明記する必要があると考える。
- ・軽器材などの器材費用については、レンタルではなく購入が必要となるケースもあると思われる。その際は、購入が必要となる旨の説明と器材の種類、最低の販売価格(例:「〇〇円～」)を合わせて表示すべきと考える。
- ・総額で表示した料金に宿泊費、食事代、現地までの交通費などが含まれない場合でも、それらを含めて全体でどのくらいの金額がかかるのかがわかることが望ましいのではないかと。目安となる金額を提示するなど、消費者にとってより親切な表示を検討されたい。
- ・スクーバダイビング指導団体PADIのホームページでは、「PADI オープン・ウォーター・ダイバ

一・コース」のショップ情報が検索できるようになっており、Cカード取得までの全てを含んだ総額表示で各ダイビングスクールのコースなどに関する情報が掲載されている。このページは、総額の料金と料金に含まれるもの、含まれないもののほか、サンプルスケジュールやキャンセル規定も明記されているなど、コースに関する必要な情報が掲載された模範的な表示の仕方であるとする。各ダイビングスクールのホームページでも、このような表示を参考にし、わかりやすい表示を検討すべきとする。

②キャンペーンと二重価格表示について

- ・ 広告において、期間限定のキャンペーンをうたい、キャンペーン価格を打ち出すスクールが多く見られる。キャンペーンを行うこと自体は問題がないが、中には「通常〇〇円のところを今なら〇〇円」「〇月〇日までお申込みいただいた方限定 通常料金〇〇円→〇〇円」など二重価格表示を行い、キャンペーン期間が終了しても、期間を更新して継続して同じキャンペーンを行っているスクールも散見された。
- ・ 二重価格表示については、公正取引委員会ガイドライン「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成18年1月4日一部改定）に基本的な考え方が示されている。「通常〇〇円のところを今なら〇〇円」など過去の販売価格を比較対照価格とする場合は、一般的には価格改定のセール開始日からさかのぼる8週間のうち当該価格の販売期間が過半を占めていることとされている。しかし、当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過してしまうと、比較対照価格が最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえなくなるため、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるかなどその内容を正確に表示しない限り、不当な価格表示とみなされるおそれがある。
- ・ したがって、キャンペーン価格について二重価格表示を行う場合は、不当な価格表示とならないよう十分注意して行うべきとする。

③ダイビング専門用語の使用について

- ・ ダイビングスクール各社のホームページでは、「Cカード」「ライセンス」などの用語が統一されずに使用され、ダイビングの知識を持たない一般消費者が見たときにわかりにくいものとなっているのではないかと。PADI「ゴールドカード」などの一般消費者にはなじみのない用語も説明なしに使用されている場合もあり、ダイビングの専門用語を使用する際の配慮が足りないと思われる。
- ・ 「Cカード」に関して、Cカード協議会では、「レクリエーション・スクーバダイビングに関して『定められた知識と技術（指導基準）』を、ある『特定の時期』に、ある『特定の場所』で、習得した事を証明するもの」と定義し、「免許証」との意味合いである「ライセンス」ではなく「認定証」と訳されるもの、と説明していることから、「ライセンス」ではなく「Cカード」と表記の方がより正確といえると思われる。ダイビング専門用語の広告・表示における使用について、一般消費者が見たときにもわかりやすいように、業界内で統一されることが望ましいと考える。

以上

添付資料：社団法人日本広告審査機構「審査結果分類基準」

公正取引委員会「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」